

平成 29 年 12 月 12 日  
日本原子力発電株式会社

## 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料に係る

### 誤記の発生を踏まえた再発防止の対策について

当社は、東海第二発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請の審査におけるまとめ資料（第一部）に係る最近のヒアリングにおいて、複数の誤記（誤字・脱字等）を発生させてしまいました。これらの誤記の発生を踏まえ、再発防止・抑制の対策を以下のとおり実施いたします。

#### 1. 審査資料の作成・確認のプロセスについて

社内における審査資料の作成・確認のプロセスは以下のとおりとしています。

担当グループにおいて、担当者が審査資料案を作成する。  
担当グループ内にて、審査資料案の確認・修正を行う。  
審査資料準備会を開催し、担当グループ、関係グループ、審査事務局及び審査責任者代理等が参加し、審査資料案の内容の妥当性を確認する。修正箇所等があれば指摘を行う。  
審査事務局は、修正箇所等を記載した審査資料準備会メモを作成し、審査資料準備会の参加者に周知する。  
担当グループにて、 に従い審査資料案を修正する。  
必要に応じて ～ を繰り返し、審査資料を最終化する。  
ヒアリングにて審査資料を説明する。

#### 2. 今回の誤記の発生理由と再発防止・抑制の対策について

- ・まとめ資料（第一部）における今回の誤記の発生理由の推定として、上記の審査資料の作成・確認のプロセスを設定していたものの、審査資料案の完成時期がヒアリング資料提出時期の直前となったことから、担当グループ及び審査資料準備会における内容の確認が不足していた点が挙げられます。
- ・今回の誤記の発生を踏まえた再発防止・抑制の対策として、上記の作成・確認のプロセスを着実に実施できるよう、ヒアリングをお願いする時期を見直しし、審査資料案の作成の期間を十分に確保し、また 担当グループ内の確認及び 審査資料準備会の開催時間も確保できるよう、適切に配慮して参ります。

参考資料：東海第二発電所 新規制基準適合性に係る設置変更許可申請 社内審査体制

【プラント関係】

東海第二発電所 新規制基準適合性に係る設置変更許可申請 社内審査体制 【プラント関係】

